

山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定

株式会社さえき、甲州市及び山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会は、株式会社さえきが平成24年11月22日に締結した「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に甲州市が参加し、以下の事項について協働して取り組むことを確認し、この協定を締結します。

- 1 株式会社さえきは、山梨県内の店舗において、年間のマイバッグ持参率を90%以上とすることを目標に掲げ、次の取り組みを推進します。

参考：協定締結時店舗一覧

店舗名	所在地	店舗名	所在地
おかじま敷島食品館	甲斐市	おかじま白根食品館	南アルプス市
おかじま都留食品館	都留市	おかじま甲西食品館	
フーズマーケットおかじま七日市場店	山梨市	フーズマーケットおかじま甲州店	甲州市

- (1) 平成20年6月30日から実施しているレジ袋の無料配布中止を継続します。
 - (2) レジ袋の無料配布中止により、レジ袋収益金(注)が生じた場合には、リサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用し、その内容を定期的に公表します。
 - (3) レジ袋削減のための活動状況については、定期的に山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会に報告するとともにその内容を公表します。
- 2 協定参加団体は、株式会社さえきのレジ袋の無料配布中止などのレジ袋削減に向けた取り組みを支援し、県民にマイバッグ等の持参を呼びかけるなど、レジ袋削減に向けて積極的に普及啓発します。
 - 3 山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会は、レジ袋の無料配布中止などによるレジ袋削減の効果を公表することにより、この取り組みの更なる拡大を目指します。
 - 4 この協定の有効期限は、平成25年10月11日から平成27年6月30日までとします。ただし、有効期限後も、協定者から脱退の意思表示がない限り、自動更新することとします。また、この協定からの脱退は、当事者の自由意思によることとします。
 - 5 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき、または、この協定に関し疑義が生じたときは、協定締結当事者間で協議することとします。

(注) 「レジ袋収益金」とは、レジ袋販売代金からレジ袋納品原価、消費税を差し引いた金額です。

平成25年10月11日

株式会社さえき
代表取締役

佐伯行志

甲州市長

田辺 篤

山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会長

金子 栄廣

「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」
(平成23年6月7日締結、平成24年11月22日追加締結、平成25年7月1日更新)

○協定参加者

株式会社さえき、山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会、山梨県、あしたの山梨を創る生活運動協会、JA山梨女性部協議会、山梨県消費者団体連絡協議会、山梨県消費生活研究会連絡協議会、山梨県女性団体協議会、山梨県生活学校連絡会、山梨県生活協同組合連合会、山梨県生活研究グループ連絡協議会、山梨県連合婦人会、山梨県商工会連合会、都留市、山梨市、南アルプス市、甲斐市